

三重県公報

第9752号
昭和44年7月15日
火 曜 日

目 次

規 則	
○ 現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則	(人 事 課) 1
○ 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則	(同) 2
告 示	
○ あらたに土地が生じたことの確認	(地 方 課) 2
○ 町の字区域変更	(同) 3
○ 救急医療機関申出受理	(医 務 課) 5
○ 米飯提供業者登録	(農林経済課) 5
○ 小型機船底びき網漁業の許可、起業認可申請期間	(漁 政 課) 5
○ 公有水面埋立追認	(河 川 課) 6
○ 出納取扱店変更	(出 納 局) 6
公 告	
○ 土地改良区定款変更	(耕 地 課) 7
○ 土地改良区役員就任退任	(同) 7
○ 三重県職員採用候補者中級、初級試験実施	(人事委員会) 13
○ 市町村立小中学校事務職員採用候補者試験実施	(同) 16

規 則

● 三重県規則第433号

現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和四十四年七月十五日

三重県知事 田 中 覚

学事文書課長

課長補佐

学事文書課長



現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(昭和三十七年三重県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一技能職員の欄中「海務員」を「海務員、技能指導員」に改め、同表労務職員(乙)の欄中「番頭助手」を「番頭助手、作業指導員」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年七月一日から適用する。

●三重県規則第四十四号

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和四十四年七月十五日

三重県知事 田中 覚

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則(昭和四十二年三重県規則第四号)の一部を次のように改正する。

表中

宮川第一発電所	所長	を	宮川第三発電所	所長 次長
宮川第二発電所	所長 次長		宮川第二発電所	所長 次長

に、

雲田川開発建設事務所	所長	を	雲田川開発建設事務所	所長
中勢水道建設事務所	所長 次長		中勢水道建設事務所	所長 次長

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年六月十六日から適用する。

告 示

●三重県告示第412号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定に基づき、志摩郡志摩町の区域内において、次のとおりあらたに土地が生じたことを昭和43年12月23日確認した旨、同町長から届け出があつたので、同条第2項の規定により告示する。

昭和44年7月15日

三重県知事 田中 覚

●三重県告示第413号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、志摩郡志摩町の区域内において、次のとおり字の区域を変更する旨、同町長から届け出があつたので、同条第2項の規定により告示する。

昭和44年7月15日

三重県知事 田中 覚

志摩郡志摩町和具字トガ崎2607番の1地先公有水面埋立地101.58平方メートル、70.55平方メートル、63.82平方メートル、114.31平方メートル、76.11平方メートル、78.05平方メートル、94.34平方メートル、67.69平方メートル、59.33平方メートル、54.98平方メートル、73.80平方メートル、45.26平方メートル、37.40平方メートル、57.51平方メートル、69.36平方メートル、30.45平方メートル、36.54平方メートル、40.85平方メートル、41.30平方メートル、54.99平方メートル、38.00平方メートル、51.06平方メートル、61.38平方メートル、88.04平方メートル、33.30平方メートル、51.70平方メートル、57.29平方メートル、132.70平方メートル、124.18平方メートル

志摩郡志摩町和具字間崎4535番の1、の2、の3、の4、の5、の6、4536番の1、の2、の3、4524番の2、の3、の4、4194番の3、4525番の4、4512番の16、の17、官第4515番の1地先公有水面埋立地133.33平方メートル、183.70平方メートル、36.12平方メートル、7.47平方メートル、89.58平方メートル、112.32平方メートル、117.71平方メートル、348.32平方メートル、19.80平方メートル、663.62平方メートル

志摩郡志摩町和具字奥山2663番の14地先公有水面埋立地427.00平方メートル

志摩郡志摩町片田字大薙5017番の17地先公有水面埋立地111.76平方メートル

志摩郡志摩町片田字大薙5017番の1地先公有水面埋立地244.11平方メートル

志摩郡志摩町布施田字一本松2711番地先公有水面埋立地93.50平方メートル、140.50平方メートル

志摩郡志摩町片田字対上3800番の2、3800番の3地先公有水面埋立地295.63平方メートル

志摩郡志摩町片田字東大蔵4869番の2、4869番の6地先公有水面埋立地341.50平方メートル

志摩郡志摩町片田字東大蔵4936番の1、4936番の3、4936番の6地先公有水面埋立地466.48平方メートル

志摩郡志摩町和具字トガ崎2607番の1地先公有水面埋立地101.58平方メートル、70.55平方メートル、63.82平方メートル、114.31平方メートル、76.11平方メートル、78.05平方メートル、94.34平方メートル、67.69平方メートル、59.33平方メートル、54.98平方メートル、73.80平方メートル、45.26平方メートル、37.40平方メートル、57.51平方メートル、69.36平方メートル、30.45平方メートル、36.54平方メートル、40.85平方メートル、41.30平方メートル、54.99平方メートル、38.00平方メートル、51.06平方メートル、61.38平方メートル、88.04平方メートル、33.30平方メートル、51.70平方メートル、57.29平方メートル、132.70平方メートル、124.18平方メートルの土地を志摩郡志摩町和具字トガ崎の区域に編入する。

志摩郡志摩町和具字間崎4535番の1、の2、の3、の4、の5、の6、4536番の1、の2、の3、4524番の2、の3、の4、4194番の3、4525番の4、4512番の16、の17、官第4515番の1地先公有水面埋立地133.33平方メートル、188.70平方メートル、36.12平方メートル、7.47平方メートル、89.58平方メートル、112.32平方メートル、117.71平方メートル、348.32平方メートル、19.80平方メートル、563.62平方メートルの土地を志摩郡志摩町和具字間崎の区域に編入する。

志摩郡志摩町和具字奥山2663番の14地先公有水面埋立地427.00平方メートルの土地を志摩郡志摩町和具字奥山の区域に編入する。

志摩郡志摩町片田字大薙5017番の17地先公有水面埋立地111.76平方メートルの土地を志摩郡志摩町片田字大薙の区域に編入する。

志摩郡志摩町片田字大薙5017番の1地先公有水面埋立地244.11平方メートルの土地を志摩郡志摩町片田字大薙の区域に編入する。

志摩郡志摩町布施田字一本松2711番地先公有水面埋立地93.50平方メートル、140.50平方メートルの土地を志摩郡志摩町布施田字一本松の区域に編入する。

志摩郡志摩町片田字対上3800番の2、3800番の3地先公有水面埋立地295.63平方メートルの土地を志摩郡志摩町片田字対上の区域に編入する。

志摩郡志摩町片田字東大蔵4869番の2、4869番の6地先公有水面埋立地341.50平方メートルを志摩郡志摩町字東大蔵の土地を区域に編入する。

志摩郡志摩町片田字東大蔵4936番の1、4936番の3、4936番の6地先公有水面埋立地466.48平方メートルを志摩郡志摩町片田字東大蔵の土地を区域に編入する。

●三重県告示第414号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定に基づき、救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として申出を受理したものは、次のとおりであるので、同省令第2条の規定により告示する。

昭和44年7月15日

三重県知事 田 中 覚

施設名	所在地
ヒネノ外科	上野市緑ヶ丘西町2618
内山病院	尾鷲市港町9-5
藤森外科	上野市丸ノ内23の119

●三重県告示第415号

食糧管理法施行規則(昭和22年農林省令第103号)第35条の4第1項の規定に基づき次の者を米飯提供者として登録したので、同条第4項の規定により告示する。

昭和44年7月15日

三重県知事 田 中 覚

○北勢農業事務所

登、録 年月日	登録 番号	営業所の所在地	名 称	氏 名
44.6.5	2,580	四日市市諏訪栄町15-7	レストラン ン 環水	上野 保二

○上野県事務所

44.6.6	2,581	上野市桑町1,352	みつや	盛島八重子
--------	-------	------------	-----	-------

○伊勢農業事務所

44.6.12	2,582	伊勢市神久6丁目8-16	伊勢給食 センター	世古 孜
---------	-------	--------------	--------------	------

○北勢農業事務所

44.6.17	2,583	鈴鹿市平田町1,110-8		馬路 典子
---------	-------	---------------	--	-------

○尾鷲県事務所

44.6.20	2,584	尾鷲市早田71-2		山本みよ子
---------	-------	-----------	--	-------

○北勢農業事務所

44.6.27	2,585	四日市市諏訪8-20		八登里 八鳥 洋明
---------	-------	------------	--	-----------

●三重県告示第416号

三重県漁業調整規則(昭和41年4月15日三重県規則第21号)第9条第2項の規定に基づき、小型機船底びき網漁業の許可又は起業認可の申請期間を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により告示する。

昭和44年7月15日

三重県知事 田 中 覚

許可または起業認可の申請期間

昭和44年7月15日から

昭和44年7月22日まで

●三重県告示第417号

公有水面埋立について、次のように追認した。

昭和44年7月15日

三重県知事 田 中 覚

第 1

1 願人の住所氏名

志摩郡志摩町越賀620番地

越賀真珠漁業協同組合

2 埋立の場所及び面積

志摩郡志摩町越賀字東越賀浦1163の3番地先公有水面

235.98平方メートル { 民有に帰属 199.95平方メートル
官有に帰属 36.03平方メートル }

3 埋立の目的

共同荷揚場

4 工事しゅん工期限

しゅん工 昭和44年7月31日

5 埋立追認の年月日

昭和44年6月25日

第 2

1 願人の住所氏名

志摩郡志摩町布施田2213の2番地

宇田 浩

2 埋立の場所及び面積

志摩郡志摩町布施田字藤谷²⁴⁴³の2番地先公有水面

129.09平方メートル

3 埋立の目的

真珠養殖作業場

4 工事しゅん工期限

しゅん工 昭和44年7月31日

5 埋立追認の年月日

昭和44年6月25日

第 3

1 願人の住所氏名、

志摩郡志摩町布施田2098番地

西崎 国孝

2 埋立の場所及び面積

志摩郡志摩町布施田字ヲブクラ^{3071の1}番地先公有水面

110.74平方メートル

3 埋立の目的

真珠養殖作業場

4 工事しゅん工期限

しゅん工 昭和44年7月31日

5 埋立追認の年月日

昭和44年6月25日

●三重県告示第418号

本庁、出先機関の主管出納取扱店（昭和39年三重県告示第225号）の一部を次のように改正し、昭和44年7月1日から適用する。

昭和44年7月15日

三重県知事 田 中 覚

表中「本 庁 百五銀行県庁支店 津市広明町」を

「本庁（総務部税務課を除く。） 百五銀行県庁支店 津市広明町 総務部税務課」に改める。

公 告

●戸木川原土地改良区の定款変更を昭和44年7月3日認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

昭和44年7月15日

三重県知事 田 中 覚

●次の土地改良区から理事、監事の就任、及び退任の届け出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により公告する。

昭和44年7月15日

三重県知事 田 中 覚

○船江土地改良区 伊勢市岩淵1~7~29

退任理事 (昭和44年1月18日退任)

伊勢市船江3~14~26	西千代一
" 小木町	中川武
" 船江2~3~7	山口茂司
" 船江3~8~24	中井治郎七
" " 2~22~2	神田茂男
" 一之木	中西八重治
" 船江	出屋敷兼吉
" "	山口修
" 一之木	山羽幸助
" 河崎	村田仙右衛門
" 大世古	中田繁蔵
" 一之木	大西秀夫
" 宮後	中川三十郎
" 八日市場町	慶谷隆夫

退任監事 (昭和44年1月18日退任)

伊勢市船江	米山敏夫
" 宮後	市野光夫
" 船江	中居房次郎

就任理事 (昭和44年1月18日就任)

伊勢市船江2~3~7	山口茂司
" 小木町	中川武
" 船江3~14~26	西千代一
" " 3~8~24	中井治郎七
" " 2~22~2	神田茂男
" 一之木4~7~5	中西八重治
" 船江3~20~2	出口幸太郎
" " 3~10~15	出屋敷兼吉
" " 3~9~10	山口修
" 一之木2~2~19	山羽幸助
" 河崎2~14~18	村田仙右衛門
" 大世古3~1~59	中田繁蔵
" 一之木4~9~46	大西秀夫
" 八日市場町295	慶谷隆夫

就任監事 (昭和44年1月18日就任)

伊勢市船江2~15~14	米山敏夫
" 宮後2~5~5	市野光意
" 船江3~2~21	中居房次郎

○志摩用水土地改良区 志摩郡磯部町追間
退任理事 (昭和44年4月21日退任)

志摩郡阿児町国府	下村義太郎
----------	-------

○小俣町土地改良区 度会郡小俣町
退任理事 (昭和44年4月24日退任)

度会郡小俣町	奥野良蔵
" "	野崎健一
" "	橋本竜一
" "	谷口順一郎
" "	村田定五郎
" "	橋爪音蔵
" "	奥野坂松
" "	早川万蔵
" "	宮西捨五郎
" "	中西真一
" " 湯田	林良平
" " "	小泉周二
" " 新村	山本一郎
" "	小林正典

退任監事 (昭和44年4月24日退任)

度会郡小俣町	橋爪幸太郎
" "	大西秀雄
" "	桑山太一

就任理事 (昭和44年4月24日就任)

度会郡小俣町	奥野良蔵
" "	橋本竜一
" "	谷口順一郎
" "	村田定五郎
" "	橋爪音蔵
" "	奥野坂松
" "	野崎健一
" "	早川万蔵
" "	宮西捨五郎

〃	〃	北村	石松
〃	〃	中西	真一
〃	〃	湯田	林 幸太郎
〃	〃	〃	小林 文郎
〃	〃	新村	山本 一郎
伊勢市上地町		中川	良三
度会郡小俣町		小林	正典
〃	〃	西村	七郎
就任監事	(昭和44年4月24日就任)		
度会郡小俣町		竹内	長七
〃	〃	大西	秀雄
〃	〃	倉田	阪次郎
〇三雲北部土地改良区	一志郡三雲村大字小野江		
退任理事	(昭和44年5月27日退任)		
一志郡三雲村小野江		古川	喜太郎
〃	〃	中村	嘉助
〃	〃	小塚	三之助
〃	〃	北川	勇三郎
〃	〃	山越	恒太郎
〃	肥留	寺倉	敏一
〃	〃	川合	仁
〃	〃	石田	伝
〃	西肥留	黒宮	久太郎
〃	〃	辻原	清
〃	舞出	田中	平吉
〃	〃	川野	由蔵
〃	甚目	林	剛夫
〃	〃	佐竹	久男
〃	市場庄	宇野	誠一
〃	舞出	田中	清一郎
〃	笠松	黒瀬	光蔵
〃	〃	佐藤	芳雄
〃	〃	前田	辰男
〃	〃	山村	佐一
〃	〃	今井	明敏
〃	〃	辻	好行

〃	〃	佐々木	幸吉
〃	嬉野町上小川	名越	成夫
〃	〃	川原木	造
〃	〃	村井	兼助
就任理事	(昭和44年5月27日就任)		
一志郡三雲村舞出		川野	信一
〃	〃	田中	茂三郎
〃	甚目	野田	英温
〃	〃	太田	登
〃	小野江	古川	喜太郎
〃	〃	駒田	正一
〃	〃	小塚	三之助
〃	〃	北川	勇三郎
〃	〃	高瀬	政雄
〃	肥留	川合	仁
〃	〃	石田	伝
〃	〃	中村	佳郎
〃	西肥留	竹田	克己
〃	〃	辻原	清
〃	舞出	田中	清一郎
〃	笠松	黒瀬	光蔵
〃	〃	山村	佐一
〃	〃	今井	明敏
〃	〃	辻	好行
〃	〃	佐々木	幸吉
〃	〃	佐藤	芳雄
〃	笠松	前田	辰男
〃	市場庄	宇野	誠一
〃	嬉野町上小川	名越	成夫
〃	川原木	造	村井 兼助
〇木造土地改良区	一志郡久居町木造		
就任理事	(昭和44年4月25日就任)		
一志郡久居町木造		飯田	三良
〇柘植土地改良区	阿山郡伊賀町柘植		
退任理事	(昭和44年5月1日退任)		
阿山郡伊賀町大字柘植町		吉岡	義良
〃	〃	中川	一二三

" " 松尾 正一
 " " 松浦 信雄
 " " 藤井丈太郎
 " 野村 稲鶴 久男
 " 中柘植 宮田 誠一
 " " 中村権三郎
 " " 宮田 長生
 " 上村 大橋 大次
 " " 福森 忠郎
 " 小杉 松山泰次郎
 退任監事 (昭和44年5月1日退任)
 阿山郡伊賀町大字柘植町 松田善三郎
 " 小杉 松山 太郎
 " 野村 安岡金三郎
 就任理事 (昭和44年5月1日就任)
 阿山郡伊賀町大字柘植町 山本 正
 " " 斉藤 隆男
 " " 平野定之助
 " " 富山 操
 " " 杉岡 次郎
 " " 松尾 定夫
 " " 中森 登
 " " 中島久之助
 " " 内田 鉄蔵
 " " 富井 政男
 " 野村 安岡猪之助
 " " 鳥喰 鉄三
 " 中柘植 宮島 隆男
 " " 鈴木 種男
 " " 佐治 仁一
 " " 大橋 久夫
 " " 中森清太郎
 " 小杉 松山 定嘉
 " " 増田 昇
 就任監事 (昭和44年5月1日就任)
 阿山郡伊賀町大字柘植町 植田 鉄造

" " 松尾 一夫
 " " 中村 博
 ○三郷井堰土地改良区 上野市三田
 退任監事 (昭和44年4月1日退任)
 上野市山袖 稲森 俊雄
 " 三田 森 正一
 就任監事 (昭和44年4月1日就任)
 上野市三田 奥谷 一止
 " 大谷 前川伊三男
 ○鈴鹿川沿岸土地改良区 鈴鹿市神戸矢田部町
 就任理事 (昭和44年4月1日就任)
 鈴鹿市北玉垣町 山村 照雄
 " 北若松町 田中 休蔵

●次のとおり三重県職員採用候補者^{中級}試験を行ないます。
 昭和44年7月15日 三重県人事委員会委員長 中野 清作
 三重県職員採用候補者^{中級}試験公告
 昭和45年度における三重県職員(中級及び初級)の採用候補者を定める試験
 を次のとおり行ないます。

1 試験職種、採用予定人員及び受験資格

中 級

試験職種	採用予定人員	受 験 資 格
生活改良	3 名	生活改良普及員の資格を有する者、又は昭和45年3月末までにこの資格を取得する見込の者で昭和17年4月2日から昭和25年4月1日までに生れた者

初 級

試験職種	採用予定人員	受 験 資 格
一般事務A	19 名	昭和21年4月2日から昭和27年4月1日までに生れた者(学歴及び性別は問わない。)
一般事務B	82 名	昭和21年4月2日から昭和27年4月1日までに生れた者で男子に限る。(学歴は問わない。)
農 業	4 名	昭和21年4月2日から昭和27年4月1日までに生れた者(学歴及び性別は問わない。)
農業土木	12 名	
林 業	2 名	
土 木	23 名	
建 築	2 名	

(注) 次の各号の一に該当する者は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 禁治産者及び準禁治産者
- (3) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 三重県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はそのもとに成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他団体を結成し、又はこれに加入した者

2 職務の内容

中級 生活改良 生活改良普及員として生活改良普及事業の補助的業務に従事します。

初級 一般事務A 受付、計算、秘書、文書等の行政に関する事務の補助的業務に従事します。

一般事務B 調査、監督、徴税、対外接衝等の行政に関する事務の補助的業務で、男子をもつてあてるとにふさわしい職です。

その他技術 それぞれの試験職種に応じた専門技術の補助的業務に関係職種 従事します。

3 試験の期日、場所及び方法

(1) 第1次試験

日時	場所	方法
昭和44年 9月28日 (日)	中級 津市 初級 津市 四日市市 伊勢市 尾鷲市	<p>教養試験</p> <p>中級は短大卒、初級は高校卒程度において、それぞれ公務員として必要な一般知能(文章理解、数的処理、判断推理、空間把握及び資料解釈の能力)及び教養(人文科学、社会科学及び自然科学の知識)について択一式による筆記試験を行ないます。</p> <p>専門試験</p> <p>中級、初級(一般事務A及びBを除く。)ともに試験職種に応じてそれぞれ必要な専門的知識、能力を有するかどうかについて記述式(中級)、又は択一式(初級)による筆記試験を行ないます。</p> <p>なお、初級一般事務A及びBについては、作文試験を行ない、文章による発表、表現能力その他について試験します。</p>

試験場及び試験開始時間は、受験票交付の際通知します。

合格の発表は、昭和44年10月上旬県庁玄関掲示板に発表するほか、合格者に通知します。

(2) 第2次試験

(イ) 期日及び場所

昭和44年10月下旬津市において行ないますが、期日及び試験場は、第1次試験合格者に通知します。

(ロ) 方法

(A) 身体検査 胸部疾患に重点をおいて、職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査します。

(B) 口述試験 主として、受験者の人柄、性格をみる目的で個別面接による試験を行ないます。

(C) 適性検査 職務遂行上必要な適性について検査します。

(3) 身上調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。

(4) 最終合格者の決定及び発表

ウ 決定の方法

第1次試験、第2次試験及び身上調査の結果に基づいて最終合格者を決定します。

(イ) 発表の方法

昭和44年11月上旬県庁玄関掲示板及び県公報に発表し、同時に合格者に通知します。

4 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、本県の次の機関に請求してください。

人事委員会事務局……津市広明町13番地 三重県庁内

四日市地方連絡室……四日市市三栄町4番2号

津地方連絡室……津市栄町2丁目131番地

松阪地方連絡室……松阪市大黒田町164番地

伊勢地方連絡室……伊勢市岩淵2丁目5番8号

上野県事務所……上野市丸之内116番地

尾鷲県事務所……尾鷲市北浦町7の2

熊野県事務所……熊野市木本町高城824番地

なお、郵便で請求する場合には、必ず15円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を同封してください。

(2) 申込の方法

申込書に必要事項を記入し、これに写真(上半身・脱帽・正面向・無背

景・縦5.5センチメートル・横4.5センチメートルで申込前6箇月以内に撮影したものをはり、三重県人事委員会事務局(津市広明町13番地三重県庁内8階郵便番号514)に提出し、受験票を受取つてください。

なお、申込書を郵送する場合には、封筒の表に「職員採用候補者試験受験」と朱書きし、15円切手をはつたあて先明記返信用封筒を同封して送付してください。

(3) 受付期間

昭和44年8月11日(月)から昭和44年9月6日(土)(午前8時30分から平日は午後5時、土曜日は正午まで)まで受け付けます。ただし日曜日は除きます。郵送の場合には、昭和44年9月6日(土)までの消印のあるものに限り受け付けます。

なお、受付期間経過後の申込みは、いかなる理由があつても受け付けません。

5 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、中級・初級とも試験職種ごとに作成される採用候補者名簿に登載されます。人事委員会は、任命権者からの請求に応じて採用候補者を成績順に推薦し、そのうちから採用者が決定されます。この名簿からの採用は、おおむね昭和45年4月以降となります。

なお、名簿は原則として1年間有効です。

(2) 給料は、原則として中級は月額23,240円、初級は月額20,204円で、このほか給与条例の定めるところにより、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

なお、採用前に給与改訂があればそれによります。

6 その他

この試験についての問合せは、三重県人事委員会事務局にしてください。

なお、郵便で問合せの場合には必ず15円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を同封してください。

●次のとおり市町村立小中学校事務職員採用候補者試験を行ないます。

昭和44年7月15日

三重県人事委員会委員長 中野清作

市町村立小中学校事務職員採用候補者試験公告

昭和45年度における県費負担市町村立小中学校事務職員の採用候補者を定める試験を次のとおり行ないます。

1 採用予定人員 20名

2 受験資格

昭和18年4月2日から昭和27年4月1日までに生れた者で、学歴及び性別

は問いません。ただし、次の各号の一に該当する者は、受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 禁治産者及び準禁治産者
- (3) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 三重県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又は、そのもとに成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他団体を結成し、又はこれに加入した者

3 職務の内容

県下一円の市町村立小中学校において、経理その他の事務に従事します。

4 試験の期日、場所及び方法

(1) 第1次試験

期日	場所	方法
昭和44年 9月28日 (日)	津市 四日市市 伊勢市 尾鷲市 試験場及び 試験開始時間 は、受験票交 付の際通知し ます。	教養試験 高校卒程度で、公務員として必要な一般知能(文章理解・数的処理・判断推理・空間把握及び資料解釈の能力)及び教養(人文科学・社会科学及び自然科学の知識)について択一式による筆記試験を行ないます。 作文試験 文章による発表、表現能力その他について試験します。

合格の発表は、昭和44年10月上旬、県庁玄関掲示板に発表するほか、合格者に通知します。

(2) 第2次試験

(i) 期日及び場所

昭和44年10月下旬津市に行ないますが、期日及び場所は第1次試験合格者に通知します。

(ii) 方法

(A) 身体検査 胸部疾患に重点を置いて、職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査します。

(B) 口述試験 主として受験者の人柄、性格をみる目的で個別面接による試験を行ないます。

(C) 適性検査 職務遂行上必要な適性について検査します。

3 身上調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。

(4) 最終合格者の決定及び発表

(i) 決定の方法

第1次試験、第2次試験及び身上調査の結果に基づいて最終合格者を決定します。

(ii) 発表の方法

11月上旬に県庁玄関掲示板及び県公報に発表し、同時に合格者に通知します。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、本県の次の機関に請求してください。

人事委員会事務局……津市広明町13番地 三重県庁内

四日市地方連絡室……四日市市三栄町4番2号

津地方連絡室……津市栄町2丁目131番地

松阪地方連絡室……松阪市大黒田町164番地

伊勢地方連絡室……伊勢市岩淵2丁目5番8号

上野県事務所……上野市丸之内116番地

尾鷲県事務所……尾鷲市北浦町7の2

熊野県事務所……熊野市木本町高城824番地

なお郵便で請求する場合には、必ず15円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を同封してください。

(2) 申込の方法

申込書に必要事項を記入し、かつ、写真(上半身、脱帽、正面向、無背景、縦5.5センチメートル、横4.5センチメートルで申込前6箇月以内に撮影したもの)をはり、三重県人事委員会事務局(津市広明町13番地三重県庁8階郵便番号514)に提出し、受験票を受取ってください。

なお、申込書を郵送する場合には、封筒の表に「小中校事務職員受験」と朱書きし、15円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を同封してください。

(3) 受付期間

昭和44年8月11日(月)から昭和44年9月6日(土)(午前8時30分から平日は午後5時、土曜日は正午まで)まで受け付けます。ただし、日曜日は除きます。

郵送の場合には、昭和44年9月6日(土)までの消印のあるものに限り

受け付けます。なお、受付期間経過後の申込みは、いかなる理由があつても受け付けません。

6 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、市町村立小中学校事務職員採用候補者名簿に登録されます。人事委員会は、任命権者である三重県教育委員会からの請求に応じて成績順に採用候補者を推薦し、そのうちから採用者が決定されます。この名簿からの採用は、おおむね昭和45年4月以降となります。

なお、名簿は原則として1年間有効です。

(2) 給料は、原則として月額20,204円で、このほか給与条例の定めるところにより、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。なお、採用前に給与改訂があればそれによります。

7 その他

この試験についての問合せは、三重県人事委員会事務局にしてください。

なお、郵便で問合せる場合には、必ず15円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を同封してください。

※明年度から本試験の受験資格について年令と上限を3年短縮し、初級試験と同一のものとする予定です。

●正 誤

昭和41年10月14日付三重県公報第9471号三重県告示第772号表の埋立場所らん中「度会郡南勢町下津浦字エボシ17番の2地先海面」は「度会郡南勢町下津浦字コッラ17番の2地先海面」の誤り。(港湾課)

昭和44年4月25日付三重県公報第9729号中1頁下から6行目「不在者」は「不在者投票」、32頁下から14行目「鈴鹿厚法病院」は「鈴鹿厚生病院」の誤り。

(選挙管理委員会)

毎週火、金曜日発行

購読料 1箇月 350円

1箇年 4,200円

昭和44年7月15日印刷発行
津市広明町13番地(電代Ⓔ1,111)

三 重 県 庁
印刷 三重県総務部学事文書課